

平成 24 年度テーマ監査「公の施設の指定管理者及び県出資法人 における料金徴収業務」に係る監査の結果（概要版）

平成 25 年 3 月
監 査 委 員

1 監査の趣旨

料金徴収業務は、直接、現金などを取り扱う業務であることから、不正発生のリスクが高く、これまでに監査委員が行った監査においても、料金徴収に係る不適切な事務処理が見受けられたところである。

このため、公の施設や有料道路における料金徴収業務について、重点的に調査し、これらの業務に携わる団体や県の所管課に対して適正な業務の執行とその改善を促すとともに、不正行為の発生防止に資することを目的として、地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を実施した。

2 監査の対象機関

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 公の施設の指定管理者 | 34 団体 |
| (2) 有料道路を管理する県出資法人（以下「県道路公社等」という。） | 2 団体 |
| (3) 上記（1）・（2）の公の施設及び県道路公社等の県所管課 | 15 課 |

3 監査の実施方法

監査は次の方法によって実施した。

調査方法・調査時期	内 容
書面調査（6～7月）	2（1）・（2）の監査対象機関 36 団体すべてに対して、料金徴収業務の概要を調査
実地調査（10～1月）	書面調査を実施した 36 団体のうち、料金収入のある 33 団体の中から 11 団体を抽出して、現地での料金の設定状況や料金徴収業務の処理状況を調査

4 指摘事項（報告書 P 48～57 参照）

（1）概要

実地調査を実施した団体に対し是正・改善を求めるものを類型別に取りまとめた結果は、次のとおりである。

料金の設定に係るもの	料金の誤徴収に係るもの	料金の減免に係るもの	帳簿整備・記録管理に係るもの	経理処理に係るもの	実績報告に係るもの	その他	計
11 件	5 件	5 件	9 件	4 件	7 件	3 件	44 件
8 団体	3 団体	5 団体	5 団体	3 団体	5 団体	3 団体	11 団体

(2) 主な指摘事項

不適切な事務処理の主な内容は、次のとおりである。

区 分	不適切な事務処理の主な内容
料金の設定に係るもの	<p>県の承認を受けていない料金を設定し、利用者から料金を徴収しているものや、利用料金の算出方法が不明確なものなどがあった。</p> <p>[具体的な事案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県の承認を受けないまま料金を設定し、利用者から料金を徴収しているものがあった。(もみのき森林公園, 帝釈公園施設, 牛小屋高原公園施設) ▶ 利用料金を算出する際に、1日単位の料金があるものの実際には適用していなかったり、より安価となる計算方法を採用していないなど、利用料金の算出方法が明確でないものがあった。(美術館, びんご運動公園)
料金の誤徴収に係るもの	<p>料金の過徴収又は徴収不足のものがあった。</p> <p>[具体的な事案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 通常期等の料金を徴収すべきところ、誤って繁忙期等の料金を適用し徴収したため、利用者から料金を取り過ぎていたものがあった。(中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区), 帝釈公園施設) ▶ 繁忙期等の料金を徴収すべきところ、誤って通常期等の料金を適用し徴収したため、利用者から徴収すべき料金が不足しているものがあった。(県民の森, 中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区), 帝釈公園施設)
料金の減免に係るもの	<p>○ 減免対象でない者に対し利用料金の減免を行っているものや、減免実績額が不明確となっているものなどがあった。</p> <p>[具体的な事案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用者は条例に定める減免対象者に該当しないのに、利用料金を減免して徴収しているものがあった。(もみのき森林公園, 健康福祉センター) ▶ 利用料金を減免したのについて、減免の正確な対象者数が把握されていないなど減免実績額が不明確になっているものがあった。(縮景園, みよし公園)
帳簿整理・記録管理に係るもの	<p>○ 帳簿整備, 記録管理が不十分なものや領収書が交付されていないものなどがあった。</p> <p>[具体的な事案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 請求明細書の控えを連番で管理していないものや売上金額の根拠となるレジのレシートを廃棄しているものがあった。(県民の森) ▶ 未納分の通行料金を現金で收受した際に、納付者に領収書を交付していないものがあった。(安芸灘大橋有料道路) ▶ 通行料金の未納額の帳簿管理が不十分であり、現時点や年度末における未納額が明確に把握されていなかった。(安芸灘大橋有料道路)

区 分	不適切な事務処理の主な内容
<p>経理処理に係るもの</p>	<p>一区分の料金収入を複数の料金区分に分けて処理しているものや、参加者から徴収した料金を一括して経理処理しているものなどがあった。</p> <p>〔具体的な事案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 冬季料金への変更に業務管理システムが対応できないとの理由により、宿泊料として徴収した金額を「宿泊料」と実態のない「用具貸出料」に分けて経理処理しているものがあった。（もみのき森林公園） ▶ 参加者から徴収した参加料を入金があった都度、入金処理せずに、別途管理している通帳にいったん入金して取りまとめた上、実際の入金日と異なる日に一括入金処理しているものがあった。また、当該通帳を決算書類に掲載していなかった。（健康福祉センター）
<p>実績報告に係るもの</p>	<p>利用料金収入や減免額等に係る県への報告に誤りがあるものがあった。</p> <p>〔具体的な事案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用料金収入に係る県への実績報告に誤りがあるものがあった。（中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）、帝釈公園施設、みよし公園、びんご運動公園） ▶ 利用料金の減免に係る実績報告において、県への報告額が実際の金額よりも少ないものがあった。（びんご運動公園）
<p>その他</p>	<p>指定管理者が作成しておくべき利用料金の収受に係る事務処理要領が作成されていないものなどがあった。</p> <p>〔具体的な事案〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 指定管理者が作成しておくべき利用料金の収受に関し必要な事項を定めた事務処理要領が作成されていなかった。（美術館） ▶ センターハウス前に以前から募金箱が設置されているが、条例に定める、公園施設で募金を行う場合の知事の許可を受けていなかった。（牛小屋高原公園施設）

5 監査委員意見

(1) 不正発生リスクを低減する取組の推進について（報告書 P58～60 参照）

（対象：料金徴収業務を行う指定管理者及び県道路公社等）

- 今回の監査を実施した範囲において、明らかな不正行為は確認されなかったが、県の承認を受けないまま料金を設定していたり、売上げの記録管理が不明確であるなど、料金の設定から記録管理に至る広い範囲で不適切な事案が見受けられた。
- 正しい料金徴収業務とは、定められた料金を利用者から徴収し、徴収額どおりに収入処理することにほかならない。
県の承認を受けることなく独自に料金を設定し徴収できるということは、不正行為の発生につながるおそれがあり、料金徴収業務を行う団体は、次の点に留意して、不正発生リスクを低減する取組を推進する必要がある。
 - ア 県との協定に基づいた料金徴収を徹底すること。
 - イ 料金を設定・変更する場合は、県への承認申請を徹底すること。
 - ウ 設定・徴収している料金はすべて公表し、料金徴収の透明性を高めること。
 - エ 料金徴収に係る記録管理を徹底すること。
 - オ 誤りに早期に気付く体制を整備すること。

(2) 県のチェック機能の強化と実績報告に係る信頼性の確保について（報告書 P61 参照）

（対象：県所管課）

- 今回の監査結果で示した事案について、県所管課の多くが今回初めて知ったと述べるなど、実際に現地でどのような事務処理が行われているかについて十分に把握されていない状況が見受けられた。
また、県による実地調査は行われているが、1回の調査時間が2時間程度というところが多く、事務処理状況の把握が不十分で、料金徴収業務を行う団体に対するチェック機能やけん制機能が十分働いていない。
料金徴収が適正に行われるよう、県はチェック機能を強化する必要がある。
- 指定管理者から県へ提出される実績報告書において、料金の徴収誤りのほかに、料金収入額などについて報告誤りが見受けられた。
県は、報告書の内容確認を徹底し、実績報告に係る信頼性の確保に努める必要がある。

(3) 県の機動的な対応と指定管理者との連携の強化について (報告書 P62 参照)

(対象：公の施設の県所管課)

- 今回の監査において、宿泊施設の一時利用や時間延長利用といった当初想定しなかった形態での利用について、指定管理者が県の承認を受けることなく、これらの料金を設定している状況が見受けられた。

県は、指定管理者から料金改正の要望があった場合は、その是非を判断の上、条例などの関係規定の整備などについて機動的に対応する必要がある。

- 県は、公の施設の管理運営を指定管理者に任せ切りにすることなく、施設の設置者として、指定管理者の自主的な取組を支えるべく、責任を持ってその条件整備に努めるとともに、指定管理者との緊密な連携のもと、公の施設の効用拡大や県民サービスの向上を図る必要がある。